

公募型プロポーザル方式による設計者選定の実施について

福島県立医科大学附属病院再整備基本設計・実施設計業務（以下「本業務」という。）について公募型プロポーザル方式による設計者選定を実施するので、参加希望者を次のとおり公募する。

令和7年2月26日

福島県立医科大学理事長 竹之下誠一

1 業務概要

(1) 業務名 福島県立医科大学附属病院再整備基本設計・実施設計業務

(2) 業務内容

別紙「福島県立医科大学附属病院再整備基本設計・実施設計業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで（予定）

2 参加資格要件

本プロポーザル方式への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の要件を全て満たしていること。

(1) 過去10年間（平成27年4月1日以降）に、国、独立行政法人国立病院機構、国公立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院又は公的病院（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）の新築、改築又は増築（許可病床数300床以上に限る。）に係る基本設計又は実施設計の元請としての業務実績を3件以上有すること。ただし、改築又は増築については、その設計対象部分が300床以上のものに限る。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 令和7・8年度福島県建設工事等請負有資格業者名簿において「建築設計」に登録されていること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされてい る者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）

(5) 本学及び福島県から業務委託契約等に係る指名停止等を受けていない者であること。

(6) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過

- しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (9) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (10) 単体企業での参加とすること。
- (11) 次のアからウまでに掲げる者に該当しないこと。
- ア 本学が設置するプロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）の委員
- イ アに掲げる者が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
- ウ アに掲げる者の研究室に所属する者

3 実施要領等の配布について

実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の配布は、次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和7年2月26日（水）から

(2) 配布方法

本学ホームページからのダウンロードにより配布する。

(URL) <https://www.fmu.ac.jp/>

4 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和7年3月10日（月） 17時 必着

イ 提出方法

郵送、持参又は電子メールによる。

※郵送の場合、簡易書留郵便により送付とする。

※郵送及び電子メールの場合、送付した旨を「9 提出先及び問合せ先」に電話で連絡すること。

※持参による提出の受付時間は、月～金曜日（祝日を除く）の9時～17時までとする。

ウ 提出先 「9 提出先及び問合せ先」参照

(2) 参加資格の確認等

2に定める参加資格要件及び実施要領に定める業務実施条件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格を有する者に、技術提案に係る書類（以下「技術提案書等」という。）の提出を要請する。

(3) 技術提案書等の提出

(2) で技術提案書等の提出を要請された者は、次のとおり技術提案書等を提出すること。

ア 提出期限 令和7年4月25日（金） 17時必着

イ 提出方法

郵送又は持参による。

※郵送の場合、簡易書留郵便により送付とし、提出した旨を「9 提出先及び問合せ先」に電話で連絡する。

※持参による提出の受付時間は、月～金曜日（祝日を除く）の9時～17時までとする。

ウ 提出先 4(1)ウと同じ。

(4) 参加の辞退

(2) で技術提案書等の提出を要請された者が参加を辞退する場合は、次のとおり辞退届（様式第12号）を提出すること。

ア 提出期限 令和7年4月25日（金） 17時必着

イ 提出方法 4(1)イと同じ。

ウ 提出先 4(1)ウと同じ。

5 失格事項

参加資格を有する者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていないことが判明した場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

6 優先交渉権者の特定

審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法により、提出された技術提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の優先交渉権者及び次点者を特定する。

7 契約の締結について

6において特定された優先交渉権者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。なお、優先交渉権者との調整・協議が不調に終わった場合、次点者と交渉する。

8 契約保証金

- (1) 優先交渉権者が契約を締結する際には、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。
- (3) 福島県立医科大学契約細則第39条第1項ただし書き（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、業務委託候補者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

9 提出先及び問合せ先

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学
事務担当 病院管理課 プロポーザル担当
・メール bkeieig@fmu.ac.jp
・電話 024-547-1021
・FAX 024-547-1988

10 その他

- (1) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザル方式への参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル方式以外の用に使用しない。
- (5) 一次審査、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの審査）は非公開とする。

11 Summary

- (1) Name of the projects:

Preliminary design and detailed design for the redevelopment of Fukushima Medical University Hospital

- (2) Submission deadline Time limit of tender:

April 25 2025, 5:00 pm JST

- (3) Contact point:

Hospital Management Division, Fukushima Medical University

1 Hikarigaoka, Fukushima City, Fukushima Prefecture, 960-1295, JAPAN

Phone: +81-24-547-1021 Fax: +81-24-547-1988 Email: bkeieig@fmu.ac.jp